

(2) 当該課題に係る要因分析

平成9年度から平成13年度にかけて、環境基準を超える汚染が確認された17地区について汚染原因の調査を行ったところ、10地区については、トリクロロエチレン等揮発性有機塩素化合物を使用する工場・事業場が原因であることを特定できたが、7地区については原因の特定に至っていない。

(3) 過去の施策の実施状況及び評価

ア 過去の施策の実施状況

トリクロロエチレン等の有害物質による地下水汚染については、一旦汚染が進むとその影響が長期間継続すること、家庭で地下水がそのままあるいは簡易処理後に飲用に使用された場合、直接健康影響を受けること等から早期にこれを発見し、適切な対策をとることが重要である。このため、「トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針（昭和59年8月環境庁）」及び「トリクロロエチレン等による地下水汚染防止のための指導指針（昭和60年9月兵庫県）」により、トリクロロエチレン等使用事業場に対し指導を行ってきた。

その後、平成元年6月に「水質汚濁防止法」が改正されトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが有害物質に指定され、有害物質を含む水の地下への浸透が禁止されるとともに、地下水質の常時監視が規定され、平成5年12月にはジクロロメタン等13物質が有害物質に追加指定されており、同法に基づく事業場の規制、指導及び地下水の監視を徹底している。

また、平成8年6月に水質汚濁防止法が改正され、有害物質を含む水を地下に浸透させたことにより健康被害を生ずるおそれ等を生じている場合の汚染原因者に対する浄化措置命令の規定が設けられた。このため、汚染地区であって汚染原因者が不明な地区について汚染原因者を特定する等の調査を行うとともに、原因が特定された場合は、原因者に対して、改善指導を行うとともに継続監視を行っている。

なお、汚染原因が特定できた10地区の改善対策は、土壌ガス吸引処理が3地区、揚水ばっ気処理が1地区、土壌ガス吸引及び揚水ばっ気処理が4地区、使用薬品の変更等が2地区である。

イ 過去の施策の評価分析

汚染原因が特定できた10地区については、原因者に対する改善指導を行った結果、平成13年度は、4地区で環境基準を達成しており、一定の効果はあがっていると考えられる。しかし、6地区では、依然として環境基準を超過しており、今後とも汚染状況を監視していく必要がある。また、原因が不明の7地区については、2地区で環境基準を達成しているものの、今後も監視を継続していく必要がある。